

# 小金井市次世代自動車普及促進補助金

未来の地球のために、  
ライフスタイルを変革  
しましょう！

小金井市では、新車で  
対象車両を購入した方  
に補助金を交付します。

※ 同一年度内、同一の種類  
の自動車 1 台限り

プラグイン  
ハイブリッド自動車  
(PHV)

10 万円

電気自動車  
(EV)

10 万円

燃料電池  
自動車  
(FCV)

30 万円

## 【申請方法】

購入、新車登録後、環境政策課へ必要書類（裏面参照）を提出してください。（郵送可）

- 審査結果については、申請後 2 か月程度で郵送にて通知します。
- 当該年度において予算に達した時点で受付は終了します。
- 受付状況は環境政策課までお問い合わせください。

## 【お問い合わせ・提出先】

小金井市環境部環境政策課環境係  
〒184-8504 東京都小金井市本町 6-6-3  
電話：042-387-9817  
メール：s040199@koganei-shi.jp

## ● 補助対象者

次世代自動車（EV、PHV、FCVのいずれかで、未使用かつ登録履歴のないもの）を新たに購入し、次の1～3のいずれかに該当する方

1 【個人】次の(1)と(2)どちらも満たす個人

- (1) 次世代自動車の初度登録から申請をした日までの間、引き続き小金井市民である
- (2) 市町村税を完納している

2 【法人】次の(1)と(2)どちらも満たす法人

- (1) 市に法人設立・設置届出書が提出されている
- (2) 申請日の属する事業年度の前年の法人市民税の申告をしており、かつ、市町村税を完納している

3 【個人事業主】次の(1)と(2)どちらも満たす市内の個人事業主

- (1) 【個人】の要件を満たしている
- (2) 中小企業基本法に定める中小企業者又は小規模企業者である

## ● 補助対象車両

初度登録された日において、経済産業省のグリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両

## ● 提出書類

1. 小金井市次世代自動車普及促進補助金申請書兼請求書（様式第1号）
2. 申請者と所有者または申請者と使用者が同一である自動車検査証の写し  
※ 所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写しまたは申請者が保険契約者である自動車保険証券（任意保険）の写し
3. 補助対象車両購入に係る申請者名義の領収書の写し  
※ ローンによる支払分に対して、販売店から申請者に対して領収書が発行されない場合は、販売店からローン会社に対して発行された領収書の写し（ただし書等で申請者の氏名が確認できるもの）
4. リサイクル預託金相当額通知書の写し
5. 補助対象車両の保管場所において当該車両を撮影したカラー写真（ナンバープレートが確認できるもの）
6. 【個人・個人事業主】納税証明書（市の公簿等により納税状況を確認できる場合を除く。）  
（発行後1か月以内）
7. 【法人】法人の登記事項証明書（発行後1か月以内）
8. 【法人】法人住民税納税証明書（法人住民税が非課税などの理由で取得できない場合には、法人税納税証明書その3の3）（発行後1か月以内）
9. 【個人事業主】開業届等、事業内容が確認できる書面の写し

## ● 財産処分の制限

補助金の交付を受けた者は、交付対象車両をその初度登録日から4年以内に処分をしようとするときは、あらかじめ市長に届出をする必要があります。（補助金を月割りで返還する必要があります。）